

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会 …… ☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館 …… ☎ 223-1892
町民会館 …… ☎ 223-0731	芦屋東公民館 …… ☎ 222-1981
芦屋中央病院 …… ☎ 222-2931	総合体育館 …… ☎ 222-0181
中央公民館 …… ☎ 222-1681	芦屋釜の里 …… ☎ 223-5881
図書館 …… ☎ 223-3677	芦屋歴史の里 …… ☎ 222-2555

盆の救急医療はこちらへ

病院受診に持っていくもの

健康保険証、医療証（高齢受給者・ひとり親・子ども・障がい者）、または診療依頼書（生活保護世帯）、普段飲んでる薬（おくすり手帳）。乳幼児の場合は追加で、母子健康手帳、紙おむつ、哺乳瓶、タオルなど

●内科と小児科

▽とき 8月13日☉・午前9時～正午（受け付けは午前11時30分まで）、午後1時～5時（受け付けは午後4時30分まで）

▽ところ 遠賀中間休日急病センター（遠賀町大字尾崎おんが病院内 ☎282・9919）
※乳幼児の診療は、専門外の医師が担当する場合があります。必ず電話で問い合わせてください。

●歯科

▽とき 午前10時～午後5時
▽当番医院 8月13日☉・吉武歯科医院（水巻町梅ノ木団地

☎202・6480）、14日☉・桃園歯科医院（中間市東中間 ☎245・0205）、15日☉・

田尻歯科医院（中間市長津 ☎245・1158）
※受診前に当番医院に電話で問い合わせてください。

●電話での問い合わせ制度

夜間の急な病気などのときに適切なアドバイスを行います。

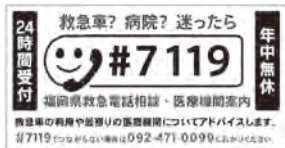
▽相談時間 ①☉・午後6時～午後10時、日祝日・午後5時～午後10時

▽電話番号 遠賀中間休日急病センター（☎282・9919）

●救急車？病院？迷ったら！

#7119

医師や看護師、相談員などが24時間365日体制でアドバイスします。また、最寄りの医療機関の案内も行います。福岡県救急医療電話相談・医療機関案内を活用してください。



▽電話番号（☎#7119）
または（☎（092）471・0099）

●小児救急医療電話相談

子どもの急な病気やけがで心配なときに相談してください。



▽とき 平日☐午後7時～翌日午前7時、☐☐正午～翌日午前7時、☐☐午前7時～翌日午前7時

▽電話番号（☎#8000）
または（☎（092）731・4119）

●Q助（全国版救急受診アプリ）

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、緊急度に応じた適切な対応が表示されます。事前にダウンロードしておく、安心です。



町ホームページ



Q助アプリダウンロード

町のホームページに詳しい情報掲載しています。不明な点がある場合は、健康づくり係まで問い合わせてください。

▽問い合わせ 健康づくり係
☎223・3533

盆期間のお知らせ

◆バスの運行ダイヤ

8月13日(日)～15日(火)

●芦屋タウンバス(土日祝ダイヤで運行)

●芦屋町巡回バス(土日祝ダイヤ)

●北九州市営バス(日曜・祝日ダイヤで運行)

▽問い合わせ 芦屋タウンバス・

芦屋町巡回バス(地域振興・交通係(☎2223・3539)、北

九州市営バス(北九州市交通局 向田営業所(☎691・0131))

盆のごみとし尿の収集

●ごみ 8月14日(日)、15日(火)は、ごみの収集を休みます。

●遠賀・中間リレーセンターへのごみの自己搬入

8月14日(日)、15日(火)は、受け入れを休みます。

●し尿 8月14日(日)、15日(火)は、し尿の収集を休みます。盆前に

臨時くみ取りを希望する人は、8月2日(日)までに、直接、収集業者へ連絡してください。

【し尿収集業者連絡先】
芦屋地区(有) 環整 (☎22

3・0402) 山鹿地区(有)

大洋社 (☎293・3331)

▽問い合わせ ごみ収集(環整・

公園係(☎2223・3538)、し尿収集(下水道係(☎2223・3549))

子育て

ハロー！Baby教室に

参加しませんか

赤ちゃんを迎えるための教室です。

子育ての楽しさを楽しく勉強しませんか。



▽とき 8月20日(日)・午前9時15

分(9時から受け付け)～午後

0時30分ごろ

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 助産師による赤ちゃんを迎えるための話、風呂の入れ方(実習)、マタニティヨガ、パパ

の妊婦体験、栄養士による妊娠中の栄養の話

▽対象 妊婦とそのパートナー

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 母子健康手帳、母子健康手帳副読本、筆記用具、バスタオル

▽申し込み 8月16日(日)までに、健康づくり係(☎2223・3533)へ

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221・2567)



8月の日曜開館日
6日・20日



♥手作りおもちゃ (10組限定)

▷とき 8月1日(日)・午前10時～11時
※7月25日(日)から予約開始

♥にこにこ絵本

▷とき 8月7日(日)・午前11時～11時30分

♥絵本タイム

▷とき 8月18日(日)・午前11時～11時30分

♥プールあそび

詳しい日程や時間はホームページやたんぽぽ内に掲示します。

♥育児相談

【ほほえみ相談】

小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 8月2日(日)・午前10時～正午
※町内に住んでいる人のみ予約できます。

【離乳食の日】(5組限定)

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 8月8日(日)・午前10時30分～11時30分

※8月1日(日)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】

保健師・栄養士による相談

8月の相談日はありませんが、気になることがあればいつでも電話してください。
※次回のたんぽぽ相談＝9月12日(日)

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 8月16日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



ひとり親サポートセンター

ひとり親家庭を対象に、生活の困りごとや就業・養育費などの相談に応じます。離婚協議中の人も相談できます。

出張相談会

▽とき 8月17日(困)・午前10時～午後3時

▽ところ 役場4階

▽予約・問い合わせ ひとり親サポートセンター飯塚ランチ(☎0948)21-0390)

※予約した人が優先です。

■LINE相談を
始めました。気軽
に利用してく
ださい。



就業支援講習

▽レクリエーション介護士2級、シナプソロジー普及員養成講習会(資格取得)

▽講習期間 10月7日～11月4日の間の土曜日(全4回)・午後1時～4時30分

▽定員 8人(託児あり)

▽受講料 無料

※教材費など4000円は自己負担です。

介護保険料が決定しました

65歳以上の人の令和5年度の介護保険料額決定通知書を7月下旬に郵送します。

介護保険料は、町税や世帯の状況などによって該当する所得段階を25区分に分けて決定されます。

介護保険制度は皆さんが納付する保険料で成り立つ制度です。保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

▷納付方法

●年金からの天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)された保険料を差し引いた残りが、10月、12月、令和6年2月に年金から天引き(本徴収)されます。
※年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きになります。

●65歳になった人や福岡県介護保険広域連合に加入していない市町村から転入した人

65歳の誕生日または転入日から起算して、半年から1年後までに年金天引きが開始されます。それまでの間は、納付書や口座振替で納付してください。

●納付書や口座振替で納めている人

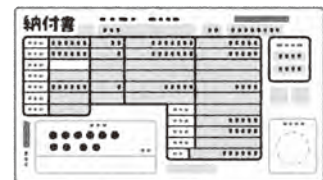
8月から令和6年3月まで引き続き納付書(期限内であれば全国のコンビニで納付可)や口座振替などで納付してください。

※納め忘れのない便利な口座振替などで納付してください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。

※保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が増える場合があります。

▷問い合わせ 高齢者支援係(☎223-3536)または福岡県介護保険広域連合総務課収納管理係(☎(092)981-9071)



健康・福祉

みんなで元気になろうや！講座 「スロートレーニング」

運動不足の解消や筋力アップに、家でできるスロートレーニングを学びましょう。

▽とき 8月29日(金)・午前9時30分(9時15分から受け付け) 正午

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持つてくるもの 健診結果表、筆記用具、水分補給できるもの、動きやすい服装

▽申し込み 8月25日(金)までに、健康づくり係(☎2223・3533)へ

いつまでも元気で過ごすために シニアカフェに参加しませんか

フレイルという言葉を知っていますか。フレイルとは、年齢を重ねることで心身が衰えた状態のことを言います。

今回は、食生活改善推進会がフレイル予防の食事の話を話します。調理実習も行うので、一緒に学びませんか。

▽とき 8月22日(金)・午前10時(9時45分から受け付け)～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽内容 フレイル予防の食事の調理実習

▽対象 町内に住んでいる65歳以上の

▽参加費 400円

▽定員 25人

▽申し込み 8月10日(木)までに、健康づくり係(☎2223・3533)へ

はいかい高齢者等SOS ネットワークシステムに登録を

遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステムは、折尾警察署と遠賀郡4町、中間市の関係機関などが連携し、はいかい高齢者をお互いに保護する仕組みです。



はいかいのおそれのある高齢者の情報を登録しておくことで、行方不明になった時などに、必要な

情報を関係機関などに提供し、早期発見、保護につながります。

▽対象 はいかい行動が心配される認知症高齢者など

▽費用 無料

▽利用手続き 役場福祉課または折尾警察署に登録者の顔写真を貼った登録カードを提出してください。

▽問い合わせ 高齢者支援係(☎2223・3536)

身体障がい者のための 巡回補装具判定(事前予約制)

▽とき 9月12日(金)・午前10時(9時30分から受け付け)～午後0時30分

▽ところ 水巻町いきいきほーる(水巻町頌末南)

▽対象 身体障がい者手帳を持ち、

肢体不自由の補装具の支給や修理を希望する人



▽相談内容 補装具の支給・再支給・修理の相談や判定

※ただし、車いすや電動車いす、座位保持装置、重度障害者用意

▽持つてくるもの 身体障害者手帳

※再支給・修理の場合は現在持っている補装具

▽申し込み 8月16日(木)までに障がい者・生活支援係(☎2223・3530)へ

※申し込み時、聞き取り調査を行います。本人または詳しいことが分かる人が申し込んでください。

助け合いのしるし「ヘルプマーク」を配布しています

ヘルプマークとは、外見から分からなくても、手助けや配慮が必要なことを周りの人へ知らせるマークです。ヘルプマークを見かけたら電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



▽配布対象 障がいのある人、高齢者、妊産婦などの配慮が必要

な人

▽配布場所 福祉課窓口

▽配布方法 ヘルプマーク申込書を提出後、その場で渡します。

申込書は福祉課窓口または町のホームページからダウンロードできます。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係(☎2223・3530)



福祉・相談

オレンジカフェに
参加しませんか

認知症の人や介

護をしている人、

地域の人や専門職

の人が気軽に集

い、交流を図りな

がらくつろぐ場所

です。音楽を使った脳のトレーニ

ングの体験や専門職の人から認知

症や介護に関するアドバイスを受

けることもできます。



▽とき 8月23日(金)午前10時(9

時30分から受け付け)〜11時

▽ところ 中央公民館2階

▽対象 認知症の人や介護をして

いる人など誰でも参加できます。

▽内容 音楽脳トレ、座談会

▽参加費 無料

▽定員 10人

▽申し込み 8月18日(金)までに高齢

者支援係(☎2223・3536)へ

家族による家族学習会

〜一人で悩んでいませんか〜

精神疾患のある人が家族にいる

人同士が、互いの体験を語り合い、

それに基づく知識や知恵を共有し

ながら学んでいく講座です。

芦屋町職員募集

職 種	採用予定 人数	受 験 資 格
一般事務職 A	2人程度	平成9年4月2日以降に生まれた人
一般事務職 B (社会人経験者)	2人程度	平成5年4月2日以降に生まれた人で、民間企業などの職務経験が3年以上ある人
建築技師	1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、いずれかの要件を満たす人 ・高等学校、大学などで建築の専門課程を履修した人 ・建築に関する業務の職務経験が3年以上ある人
土木技師	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、いずれかの要件を満たす人 ・高等学校、大学などで土木または電気、機械の専門課程を履修した人 ・土木施工管理技士(1級または2級)の資格がある人 ・土木に関する業務の職務経験が3年以上ある人

1次試験	試験日	9月1日(金)〜23日(土)のうち、受験者が選択する日時
	試験会場	受験者が選択するSPIテストセンター会場(福岡常設会場など全国の指定会場)
	試験科目	SPI3(総合適性検査) ※総合適性検査=能力検査、性格検査

▷申し込み 7月26日(金)〜8月14日(土)に、人事係(☎2223・3574)へ

※詳しくは試験案内を見てください。

※試験案内と申込用紙は総務課窓口にあります。

また、町のホームページからダウンロードできます。



▽とき 8月19日・9月16日・10月28日・11月25日・12月23日(全5回全て土曜日)

▽ところ はまゆうサポートセンター(水巻町吉田西)

▽対象 統合失調症などの精神疾患のある人が家族にいる人で、5回をとおして参加可能な人

▽定員 10人(事前申し込み先着順)

▽参加費 1820円(テキスト代と資料代)

▽申し込み 参加申込書を8月4日迄までに、はまゆうサポートセンター(〒807-0046

水巻町吉田西3丁目19番11号)へ郵送またはファクス(☎201・8151)で提出

※申し込み用紙は、福祉課窓口にあります。

▽問い合わせ はまゆう家族会(☎201・6151)

重度の障がいのある人に特別障害者手当があります

特別障害者手当とは、20歳以上の人で著しい重度の障がいのため、日常生活で、常時特別な介護を必要とする人に支給される手当です。在宅のほかに、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入居している人も対象です。また、障害者手帳を所

持していなくても、医師の診断書などの判断により、対象になる場合があります。

※ただし、次の場合は対象となりません。

×特別養護老人ホームや老人保健施設に入所している人

×障がい者支援施設に入所している人

×病院に3カ月を超えて入院している人

▽提出書類 診断書、世帯全員の住民票、所得課税証明書、本人名義の通帳の写しなど

▽支給額 月額2万7980円

※手当の申請には所得制限があります。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係(☎223・3530)

無料法律相談

▽とき 8月22日(火)

午後1時30分から

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(事前申し込み先着順)

▽申し込み 8月1日(火)から庶務係(☎223・3572)へ



※申し込みは、一つの相談内容につき1回までです。また、複数人で申し込みません。

※面談時間は一人約30分です。遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持ってきてください。

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎8月3日(火) 橋本求 相談員

◎8月17日(火) 土肥孝明相談員

※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 芦屋東公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員(幸町8番18号 ☎23・3203)

◎土肥相談員(浜口町4番12号 ☎222・0044)

募集

会計年度任用職員募集

【デイサービス指導補助員

(障がい者・生活支援係) 任期 9月1日(金)～令和6年3

月31日(日)

▽募集人数 1人

▽業務内容 放課後等デイサービスでの児童補助業務と送迎

▽勤務時間 午前8時～午後6時15分(5～7時間45分(シフト制、休憩あり))

※勤務時間により休憩時間は異なります。

▽勤務形態 団・田のうち週4日程度

▽報酬 時給929円

▽保険 雇用保険あり、社会保険なし

▽採用条件 普通自動車運転免許

▽試験内容 個人面接

▽日程は担当課より連絡します。

▽申込期限 8月18日(金)・午後5時15分(必着)

▽申し込み 申込書に必要事項を記入のうえ、人事係(☎223・3574)へ提出

※申込書は、総務課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用となります。



募集・お知らせ

町民体育祭への協賛・出店者募集

10月8日回到総合運動公園中央グラウンドで第66回芦屋町町民体育祭を行います。そこで、協賛していただける事業所・企業・個人と、会場への露店出店者を募集します。

1 協賛

協賛品は、各種競技や抽せん会の賞品になります。また、町民体育祭のチラシに協賛者の名前を掲載します。

▽申し込み 8月18日(金)までに、社会教育係(☎2223・3546)へ

2 出店

▽出店日 10月8日(日)・午前8時30分～午後2時45分(予定)

▽出店場所 総合運動公園中央グラウンド

※出店場所の詳細は、後日抽せん会で決定します。

▽出店数 6店舗程度

▽出店品目 軽食、飲み物(アルコール可)など

▽出店料 1000円(1店舗あたりの貸しスペースは約20㎡)

※対象は露店営業許可を取得している事業者に限ります。

※テントは各自で用意してください

い(車での販売も可能です)。

※発電機は無料で貸し出します。

▽申し込み 8月10日(金)までに、

◎商工会会員 芦屋町商工会(☎2222・2111)へ

◎そのほかの団体(個人) 芦屋町教育委員会社会教育係(☎2223・3546)へ

中学校卒業程度認定試験

病気などの理由で、保護者が

義務教育諸学校

に就学させる義務

を猶予または

は免除された子

(就学義務猶予免除者)に、中学校卒業程度の学力を認定する試験が行われます。合格者は高等学校の入学資格を得ることができます。

▽とき 10月19日(日)

▽ところ 福岡西総合庁舎(福岡市中央区)

▽受験資格

次のいずれかに該当する人

①就学義務猶予免除者である人

または就学義務猶予免除者であった人で令和6年3月31日までに満15歳以上になる人

②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けておらず、令



情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況を公表します

芦屋町情報公開条例第14条(運用状況の公表)と芦屋町個人情報保護法施行条例第13条(施行の状況の公表)に基づき、公文書の公開請求、自己情報の開示などの請求とその結果を公表します。

●令和4年度情報公開状況

受付場所	総務課	ボートレース事業局	教育委員会	議会事務局
公開	8件	1件	1件	1件
一部公開	11件	0件	1件	0件
非公開	0件	0件	1件	0件
合計	19件	1件	3件	1件

●情報公開審査請求件数 0件

●令和4年度個人情報開示状況

受付場所	総務課	ボートレース事業局	教育委員会	議会事務局
開示	0件	0件	0件	0件
一部開示	0件	0件	0件	0件
非開示	0件	0件	0件	0件
合計	0件	0件	0件	0件

●個人情報開示審査請求件数 0件

▷問い合わせ 庶務係(☎2223・3572)

和6年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりにまでに中学校を卒業できないと見込まれることによりやむを得ない事由があると文部科学大臣が認められた人

③令和6年3月31日までに満16歳以上になる人(①または④に該当する人は除く)

④日本国籍がない人で令和6年3月31日までに満15歳以上になる人

▽受験案内配布期限 9月1日(金)

▽受験案内配布場所・問い合わせ
福岡県教育庁教育振興部義務教育課学事企画係(福岡市博多区福岡県庁北棟4階)(☎(092)643・3908)

こどもの人権110番

全国一斉「こどもの人権110番」強化週間 8月23日(金)～29日(木)

いじめや体罰、不登校や虐待など、子ども

の人権問題に関する相談電話を設置します。法務局職員と人権擁護委員が無料で相談に応じます。



子どもだけでなく大人も相談で

きます。秘密は厳守しますので、ひとりで悩まず、気軽に電話してください。

▽とき 8月23日(金)～25日(金)、28日(日)、29日(日)・午前8時30分～午後7時

8月26日(日)、27日(日)・午前10時～午後5時

▽電話番号 こどもの人権110番専用電話(0120)007・110(無料)

※強化週間以外でも平日の午前8時30分～午後5時15分に(時間外と土日祝日は留守番電話対応)受け付けています。

新しい民生委員・児童委員が決まりました



新しい民生委員・児童委員が決まりましたのでお知らせします。

▽氏名 今田勝正さん

▽担当地区 新緑ヶ丘団地

※そのほかの地区の民生委員・児童委員は町のホームページまたはホームページ



民生委員・児童委員ホームページ

は福祉課で確認してください。

▽問い合わせ 障がい者・生活支援係(☎223・3530)

墓の手続きを忘れずに！

管理者が不明の墓は無縁墓として、撤去します。

- 対象墓地
鶴松墓地 ごびょうしょ 御廟所墓地
中ノ浜墓地 田屋墓地
- 手続きが必要なもの
埋葬、改葬(移転)、管理者変更、墓じまい(撤去)など

必要書類や登録の有無は環境・公園係に問い合わせてください。

▷問い合わせ 環境・公園係(☎223-3538)

防災無線の訓練放送

Jアラートを活用した全国一斉の情報伝達訓練が行われます。訓練当日は、防災行政無線による訓練放送(屋外スピーカー)が流れます。※実際の災害と間違えないよう、注意してください。

▷とき 8月23日(日)・午前11時ごろ
▷放送内容

♪ 上りチャイム音 ♪

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

「こちらは、芦屋町です。」

♪ 下りチャイム音 ♪

▷問い合わせ

庶務係(☎223-3572)



お知らせ

芦屋産品づくり講座を行います

講師には、全国で直売所の企画プロデュースや特産品の開発を手がけるアドバイザーを招き、個別相談会8回、商品発表会1回、全9回の講座を予定しています(全ての回に参加できなくても申し込みめます)。※参加を希望する人は各回の期限までに申し込んでください。

個別相談会日時	申込期限
第1回 8月25日(金)	8月15日(火)
第2回 9月22日(金)	9月12日(火)
第3回 10月20日(金)	10月10日(火)
第4回 11月17日(金)	11月7日(火)
第5回 12月8日(金)	11月28日(火)
第6回 1月19日(金)	1月9日(火)
第7回 2月15日(金)	2月5日(火)
第8回 2月16日(金)	2月6日(火)

※時間は、午前9時～午後5時の間の1枠30分(複数枠受講可)です。

▽商品発表会日時 令和6年3月15日(金)・午後4時～6時

▽ところ 役場4階

▽対象 町内に住んでいる人や町内に事業所がある人で、加工品開発に興味・関心がある人

▽参加費 無料

▽問い合わせ 芦屋港活性化推進室
事業推進係 (☎223・3550)

図書館で10年間貸し出し利用していない人の登録を削除します

芦屋町図書館では、何十年も貸し出しのない人が利用者として登録されたままになっています。そのため、過去10年間貸し出しがない人の登録を8月中に削除します。

今後、利用する場合はあらためて利用者登録をすることができません。詳しくは問い合わせてください。

▽問い合わせ 芦屋町図書館 (☎223・3677)

第13回芦屋町民チャリティゴルフ大会

▽とき 9月23日(土)・午前8時42分から3コース同時スタート(午前7時45分から受け付け)

▽ところ チサンカントリークラブ遠賀(遠賀町虫生津)

▽参加資格 町内に住んでいるか勤務する人

▽定員 140人、35組(先着順)

▽参加費 2000円

▽プレー費 1万3000円(昼食・手土産付き)

▽申し込み 8月31日(木)までに芦屋町体育協会(☎・ファクス22・0188)へ

消費者ホットニュース



成人(18歳から)は未成年者契約の取り消し適用外です!

<事例>

インターネット上の広告で980円的美容液を見つけ注文した。1本目が届き、料金を支払ったが、翌月に一度に3本的美容液が届き、3万円の請求があった。1本だけの契約のつもりだったので、事業者に事情を話したが、誕生日を聞かれ「18歳ですね」と言われ、さらに「定期購入の契約になっています。未成年ではありませんので、未成年者契約の取り消しはできません」と告げられた。とても高額で支払うことができない。(18歳女性)

<アドバイス>

2022年4月より、成人(成年)年齢が引き下げられ、18歳の誕生日から成人となりました。たとえ学生であっても未成年者契約の取り

消しは適用できません。

【消費者金融で契約させる悪質な手口も】

社会経験が乏しい中での契約で、トラブルが後を絶ちません。特に18歳、19歳で情報商材^{*}、脱毛エステなどのトラブルが多く発生しています。情報商材では100万円単位の契約金額になることもあり「お金がない」と断る消費者に対して、消費者金融で契約させる手口も頻発しています。簡単に稼げる、もうかるなどの広告をうのみにしないでください。

※情報商材とは、副業や投資などで高収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のことです。

▽問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口 (☎223・3543) ※環境住宅課内

夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。

【ジェット機】

▷とき 8月1日(金)・2日(土)の日没～午後9時ごろ
(予備日=3日(土)・4日(日)・7日(土)・8日(日)・23日(土)・24日(日)、25日(日))

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(土)・(日)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(土)・(日)・(日)が予備日です。
▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223-0981内線254)

マイナンバーカードの 休日・夜間窓口を開設します

平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日・夜間窓口を開設します。また、今回から予約制でマイナポイントの申し込み支援も受け付けます。予約を希望する人は、住民係

に申し込んでください。
※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷とき 【休日窓口】8月6日(日)、26日(土)・午前8時30分～正午

【夜間窓口】8月14日(土)、30日(土)・午後5時15分～7時30分

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書(ない場合は役場で交付)、申請書貼付写真(ない場合は、申請時に無料で撮影)、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人のみ)

【マイナポイント】 マイナンバーカード、対象のキャッシュレス決済サービス、預金通帳(公金受取口座の登録を希望する場合のみ)

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。

※手続きは本人のみできます。

※マイナポイントの申し込みには、有効な利用者証明用電子証明書と暗証番号が必要です。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)



マイナンバー 休日・夜間窓口ホームページ

飲酒運転は、絶対にしない！ させない！許さない！ そして、見逃さない！

8月25日(土)～31日(土)は、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく飲酒運転撲滅週間です。

飲酒運転は重大な犯罪であり、非常に重い罰則や社会的制裁が課されます。

また、飲酒運転事故は、被害者、加害者だけでなく、双方の家族の生活まで大きく変えてしまいます。

自分自身はもちろん、身近な人と呼びかけあって、みんなの力で飲酒運転をなくしましょう。

▷問い合わせ

地域振興・交通係 (☎223-3539)



みんなのねんきん

国民年金保険料の免除や 納付猶予期間がある人は 追納をおすすめします

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて、将来受け取る年金額が低額になります。

そこで、年金額を増やすために、免除などを受けた月の前10年以内までさかのぼって古い月分から納付(追納)することができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、早目の追納をおすすめします。

▷問い合わせ 八幡年金事務所国民年金課

(☎631-7962)

保険年金係 (☎223-3532)

